



# 成年後見制度はあなたの権利や財産を守ります

今日は、11月5日(土)に行われる市民講演会「ザ☆成年後見」あなたが財産管理できなくなったら』の開催に先立ち、成年後見制度とは何か、またこの制度ができた背景についてお話をします。

も しもあなたの周りに、一人暮らしに

なった途端すっかり元気をなくしてしまい、金銭管理にもミスが目立つようになって、訪問販売から高額な布団など買わされてしまった——そんな友人、家族がいたとしたら…。いえ、あなた自身がもしもそんなふうになってしまったら、どうしますか?

私たちには日々、いろいろな形で契約しながら暮らしています。物を買ったり、サービスを利用したり。これらはすべて契約の上に成り立つのです(印鑑を押すような契約でなくとも、です)。

でも、認知症などで判断能力が十分でないままに契約を結んだら：不利益を被つたり、悪徳商法の被害に遭つたりするかもしれません。

そんなことが起こらないよう保護し、支援するのが「成年後見制度」です。簡単に

言うと、判断能力が十分ではない方(認知症高齢者、知的・精神障がい者)の権利

を守るために、ご家族や第3者※が本人に代わって財産管理や契約行為を行うことを、認める制度です。

分け隔てなく、普通に生活を送ってもらおうという考え方です。  
成年後見制度の中の「法定後見制度」(左ページ参照)はまさにその典型。本人の能力をできるだけ生かし、判断能力の程度に応じてサポートしようというものです。

また同制度には、「任意後見制度」もあります。これにより、私たちは元気なうちに、あらかじめ後見人を決めておくことができます。

全てをここでお伝えすることはできませんでしたが、興味のある方はお近くの地域包括支援センターまでお尋ねください。制度の説明から手続きの支援まで、また必要な関係機関へもおつなぎします。

そして11月5日(土)の市民講演会では、この「成年後見制度」について地域包括支援センターの職員が、寸劇を交えて分かりやすく説明します! ゼひこの機会に見に来てくださいね。

※後見人には家族がなる場合が多いですが、身内の方がない場合などは弁護士や司法書士、社会福祉士などの第3者が行うこともあり、誰が適任かは家庭裁判所が決定します

まちづくりの新たな胎動をいち早くキャッチして紹介するシリーズ「まちづくり最前線」。

第5回は  
**(成年後見制度)**について。



**リポーター**  
地域包括支援センター 社会福祉士  
**飯岡 多美子**

## ザ☆成年後見

あなたが財産管理できなくなったら

成年後見制度について、講師による解説のほか、地域包括支援センターの職員による「劇団フォーカツ」が寸劇で分かりやすく案内します。

皆さんの財産や権利を守ってくれる制度です。お時間のある方はぜひ当日会場までいらしてください。お待ちしています!  
申込不要。

日時 11月5日(土)10時～12時

場所 花川北コミュニティセンター

講師 社団法人成年後見センター

リーガルサポート札幌支部

司法書士 西野悦子氏

費用 無料

問合せ

花川北地域包括支援センター

☎ 75-6677

地域包括支援センターホットライン21

☎ 73-2221

厚田地域包括支援センター

☎ 78-1030

浜益地域包括支援センター

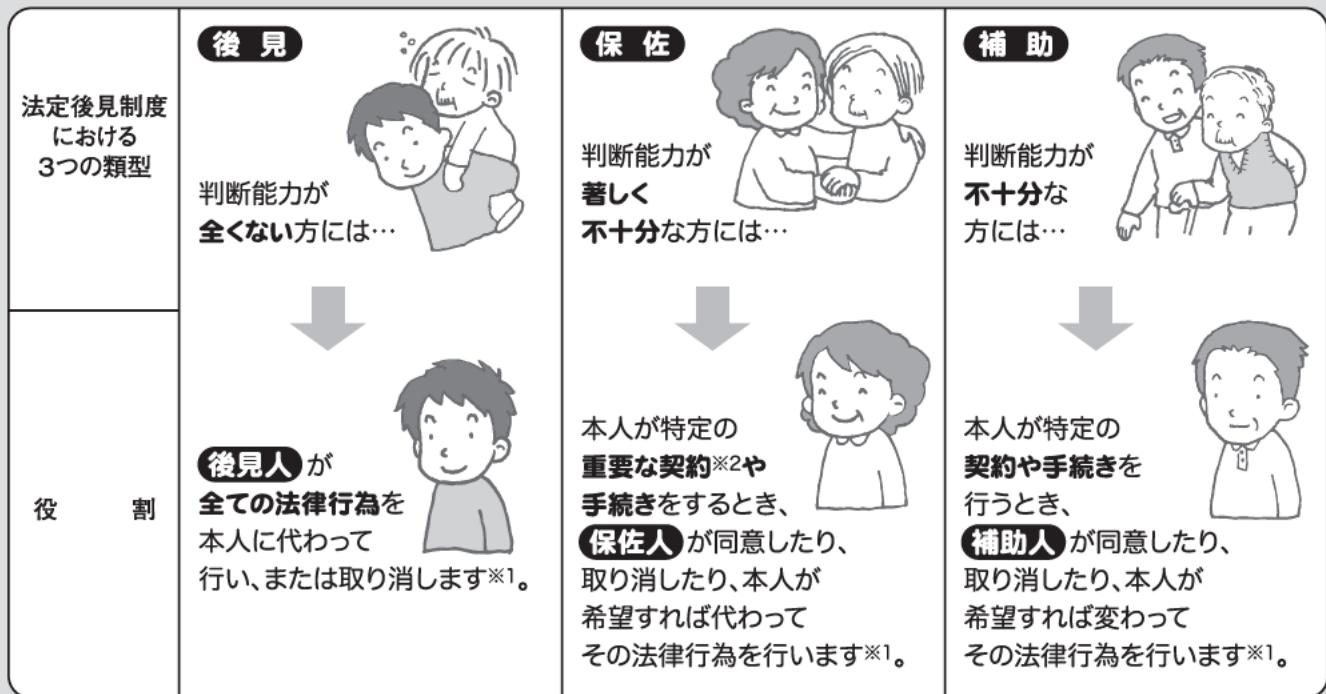
☎ 79-5111



成年後見も「劇団フォーカツ」の熱演で分かりやすく。鈴木★五郎もやって来ます!

## 法定後見制度とは?

高齢になって判断力が衰えたりすると、適切に金銭管理や契約行為ができなくなってしまうことがあります。そんなとき、家庭裁判所から選ばれた成年後見人などが、本人に代わって必要な金銭管理を行ってくれます。なお、同制度は本人の判断能力に応じて、以下の3つに分類されています。



※1 日常生活に関する行為は除く   ※2 借金や訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増築など

### 石狩市民

**もしも、鈴木★五郎が成年後見人になったら？** 成年後見人は、具体的に次のようなことを行います。

1 本人の財産状況などを明らかにしておきます。

1ヶ月以内に財産目録を作って、家庭裁判所に出さねば！



本人らしい暮らし方や支援の仕方を考えてやらねばなあ…

2 財産管理や介護、入院などの契約について今後の計画と収支予定を立てます。



3 財産を管理したり、本人に代わって契約を結びます。

本人が悪徳商法などで結んだ契約には断固NO！



家庭裁判所が監督さんなんだな

4 家庭裁判所に成年後見人として行った仕事を報告します。

